

認定特定行為業務従事者の認定

【手続きの流れ】

- ① 県看護協会・登録研修機関が実施する基本研修（講義・演習）修了
- ② 筆記試験合格
- ③ 実地研修修了
- ④ 修了証書の受領（県看護協会・登録研修機関が発行）
- ⑤ 認定特定行為業務従事者認定証交付申請（誓約書・住民票写・修了証書写・認定証送付用返信封筒添付）

【第一・二号研修修了者の認定】

- 対象者を特定せずに、実施可能な特定行為種別を記載した認定証を交付
 - ・ 第一号研修修了の場合は全行為
 - ・ 第二号研修修了の場合「気管カニューレ内部の吸引」「経鼻経管栄養」を除く行為
- 登録特定行為事業者の登録を受けた施設・事業所において、認定を受けた特定行為の範囲でどの利用者に対しても実施可能
- 在宅において認定を受けた特定行為の範囲で実施することも可能

【第三号研修修了者の認定】

- 対象者を特定し、実施可能な特定行為種別を記載した認定証を交付
- 特定された対象者に対し、認定を受けた特定行為の範囲で実施可能
- 同一の利用者に対し認定を受けた特定行為以外の行為を行う場合、他の利用者に対して行う場合は、改めて実地研修を受講し、別途認定の更新又は新たに認定を受けることが必要
- 施設等において複数の者に対して実施する場合は、第一又は第二号研修の修了が必要

介護職員等によるたんの吸引等の実施②

修了証書の交付だけでは×

県看護協会・登録研修機関での研修を修了し、修了証書を交付されても、県からの「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けなければ、喀痰吸引等の行為を行うことはできない。

研修を修了した人は、必ず県に認定特定行為業務従事者認定証交付申請を提出し、認定証の交付を受けること。

対象者・特定行為の追加

事例	必要な手続	備考
○ 第三号研修修了者が別の対象者に特定行為を実施する場合 ○ 経過措置対象者（居宅・特別支援学校）が経過措置対象行為の範囲内で別の対象者に特定行為を実施する場合	① 実地研修受講 ② 修了認定 ③ 認定証交付申請（様式5-2） 又は 認定証交付申請（様式17-1）	○ 添付書類省略不可 ・ 住民票（写） ・ 誓約書 ・ 修了証書（写） ○ 登録番号は新規で付与

※ 実地研修の受講に際しては、参考様式1により看護協会へ申込みを行うこと

事例	必要な手続	備考
○ 第三号研修修了者が同一の対象者に特定行為を追加する場合 ○ 経過措置対象者（居宅・特別支援学校）が経過措置対象行為の範囲内で同一の対象者に特定行為を追加する場合	① 実地研修受講 ② 修了認定 ③ 認定証更新申請（様式17-1-2）	○ 添付書類省略可 ・ 修了証書（写）のみ添付 ○ 登録番号は変更なし

※ 実地研修の受講に際しては、参考様式1により看護協会へ申込みを行うこと。

登録特定行為事業者の登録

施設・事業所において、たんの吸引等の行為を行おうとする場合、「登録特定行為事業者」としての指定を受ける必要がある。

指定の主な要件は次のとおりで、所定の書類を添付し、県へ申請書を提出する。

- ① 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等^{*}が業務を行うこと（従事者名簿を提出）
- ② 医師、看護師等医療従事者との連携の確保
- ③ 安全委員会の設置、安全性確保のための研修体制が確保
- ④ 必要な備品の配備、衛生面を考慮した備品の管理方法を規定
- ⑤ 感染症の予防、発生時の対応方法を規定 等

「喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等」とは、次のいずれかの認定証を交付された者をいう。

- ① 様式18-1「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」
- ② 様式18-2「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」
- ③ 様式4-1「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」
- ④ 様式4-3「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」

【指導監査】

県は、法律の施行に際し必要があると認めるときは、必要な限度内において、事務所への立ち入り、帳簿その他必要な物件の検査、関係者への質問を行うことができることとなっており、適正な運営がなされていないと思慮される時は、指導監査を行う。

介護職員等によるたんの吸引等の実施 ④

項目	問い合わせ先	電話番号	
制度全般に関すること	兵庫県障害者支援課障害施設係	078-341-7711 内線 2967	
受講者募集・決定等に関すること	高齢居宅（訪問介護、グループホーム等）	兵庫県高齢社会課介護事業者係	078-341-7711 内線 3107
登録特定行為事業者に関すること	高齢施設（特養、老健、有料老人ホーム等）	兵庫県高齢社会課高年施設係	078-341-7711 内線 2950
認定特定行為業務従事者に関すること	障害居宅（居宅介護、重度訪問介護、短期入所等）	兵庫県障害福祉課精神福祉係	078-341-7711 内線 3291
経過措置・違法性阻却に関すること	障害施設（入所施設、生活介護、児童発達支援等） 特別支援学校	兵庫県障害者支援課障害施設係	078-341-7711 内線 2967
実地研修機関に関すること	第一・二号研修	兵庫県障害者支援課障害施設係	078-341-7711 内線 2967
	第三号研修	兵庫県看護協会事業部	078-341-0190
登録研修機関に関すること	兵庫県障害者支援課障害施設係	078-341-7711 内線 2967	
指導者講習会に関すること 研修カリキュラムに関すること	兵庫県看護協会事業部	078-341-0190	

兵庫県 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 (HPアドレス) 認定・登録関係 <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kakutankyuin-ninteitouroku.html>
 兵庫県看護協会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-6-24